

令和 7 年 3 月 28 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

欠格事由の該当の有無に係る照会における公印の押印の取扱いに
ついて（通知）

産業廃棄物行政については、かねてより御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者、同法第 14 条の 4 の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は同法第 15 条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者について、同法第 7 条第 5 項第 4 号、第 14 条第 5 項第 2 号及び第 14 条の 4 第 5 項第 2 号の欠格事由（以下「欠格事由」という。）の該当の有無につき地方検察庁に対して照会を行う際は、「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」（平成 18 年 2 月 28 日付け環廃産発第 060228002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「通知」という。）に添付される様式によって行われた旨を、「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人、外国人、外国法人に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について（通知）」（平成 18 年 3 月 15 日付け環廃産第 060315004 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）により通知したところである。

この度、令和 6 年の地方分権改革に関する提案募集において、通知に定める「別紙様式 1」、「別紙様式 2」及び「別紙様式 3」については、公印の押印が不要であることを明確化することとされた。

このことを踏まえ、今後、貴職においては、地方検察庁に対し欠格事由の該当の有無につき照会を行う際は、通知に添付される様式に代えて、本通知に添付する様式によって行うとともに、公印の押印を不要とされたい。

(別紙廃止済み)